

新潟市職員の定年前再任用実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、定年前再任用（地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。以下同じ）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年前再任用の申込み)

第2条 定年前再任用を希望する者は、別に定める方法により任命権者に申し込むものとする。

2 任命権者は、前項の規定により定年前再任用の申込みがあったときは、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）の従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報により選考して採用を決定し、選考結果を別に定める方法により申込者に通知するものとする。

(申込みの辞退等)

第3条 申込者が申込みを取り止める場合及び採用の決定を受けた者が定年前再任用を辞退する場合は、別に定める方法により速やかに任命権者に申し出なければならない。

附 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。